

平成 29 年 3 月 9 日  
都市計画部 都市政策課

パブリック・コメント手続でいただいたご意見と対応（回答）

ご意見	対応（回答）
<p>補助金の交付要件①～⑦のうち「⑦他の補助等を受けていないもの」について質問します。</p> <p>地域あいのりタクシーを地域福祉協議会が実施し、「タクシーの実額運賃」と「利用者負担額」の差額を地域福祉協議会の事業費で負担する場合、「他の補助金等」には該当しないと考えてよろしいですか。また、地域福祉協議会の繰越準備金を使う場合はどうですか。</p>	<p>補助金の交付要件のうち「⑦他の補助等を受けていないもの」は、「タクシーの実額運賃」と「利用者負担額」の差額の負担について、運行を実施する地域の区や町内会などの自治会財源以外の財源がないことを指しています。このため、本補助金の交付にあたり、地域福祉協議会の事業費で差額を負担する場合には、交付要件を満たさないこととなります。繰越準備金の場合も同様です。</p> <p>なお、地域福祉協議会において地域あいのりタクシーを実施していただくことにつきましては、何ら問題はありません。地域福祉協議会で地域あいのりタクシーを実施する場合でも、「タクシーの実額運賃」と「利用者負担額」の差額を自治会財源で負担する場合には本補助金の交付対象となる場合がありますのでご相談ください。</p>